

滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システムについて

滋賀県大学図書館連絡会(以下「連絡会」という。)では、国公立大学の枠組みを超えた共通閲覧システムを構築するため、財団法人大学コンソーシアム京都加盟大学図書館の共通閲覧システムを参考に検討した結果、平成19(2007)年10月1日に「申し合せ」として合意したものです。

共通閲覧システムとは、身分証(学生にあっては学生証、教職員にあっては教職員証)等の提示のみで、連絡会に加盟する大学・短期大学図書館が所蔵する資料の閲覧を中心に利用できる制度です。

共通閲覧システムでは、参加する各大学・短期大学図書館の蔵書数や特色を生かし、教育・研究の活性化および利用者サービスの向上を図ることを目的としています。既に、他地域でもコンソーシアム型の共通閲覧システムはいくつも実施されており、簡便な手続きによる相互利用が、利用者から高く評価されています。

なお、各大学図書館によって、利用条件(利用方法、時間帯や提供するサービス等)が異なりますので、事前に「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム個別大学利用案内」で必ずご確認をお願いします。皆様の積極的な活用を期待いたします。

◆共通閲覧システム利用に際しての確認手順◆

①「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム個別大学利用案内」によって、参加大学・短期大学図書館および利用内容等をご確認ください。

↓

②「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム Q&A」をお読みください。